

(使用許可条件)

令和6年10月25日

東京都立科学技術高等学校
校長 佐藤 正吾

飲料用自動販売機設置にかかる教育財産使用許可条件

(令和7年度～令和9年度)

記

- 1 所在地
東京都立科学技術高等学校（東京都江東区大島一丁目2番31号。以下、本校とする）。
- 2 使用財産（設置場所）
特別教室棟3階屋内 自販機コーナー（床面積5㎡、範囲は別紙1のとおり）。
- 3 目的
本校生徒、来校者、教職員の福利厚生のため、健康と安全に配慮された清涼飲料等を、環境負荷低減に留意し、市価より低廉な価格で提供する事を目的とする。
- 4 使用許可期間
令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とする。
期間満了後の継続更新はしない。設置及び撤去作業は全て期間内に行うこと。
- 5 使用について
使用を許可された者（以下、使用者とする）自らが使用するものとし、第三者に使用させてはならない。
- 6 設置物件
 - ① 飲料用自動販売機2台を設置すること。
 - ② 空き缶等の回収容器を適切な台数、設置すること。
 - ③ 自動販売機使用電力計測用計量器（子メーター）を上記①の台数分設置すること。
設置できる物件は、以上3点とする（以下、自動販売機設備と総称する）
いずれも設置前に本校担当者と協議し、仕様、配置等を提示のうえ承諾を得ること。
上記以外の機械、設備の設置は自動販売機設備への取付けも含めて、一切認めない。
自動販売機設備は全て床置きとする。現況施設の改変は認めない。
- 7 使用者の資格要件等
 - ① 官公庁または学校への設置実績があり、使用許可の全期間営業を維持できること。
 - ② 使用許可申請の前3年の間に、自動販売機による営業販売に関し所管行政庁から食品衛生法または食品製造業等取締条例（東京都条例）の規定に基づき、営業許可の取消し、営業の禁止、または食品衛生上の危害を除去するための必要措置命令の行政処分を受けていないこと。
 - ③ 自動販売機の設置にあたり、営業許可、保健所への届等、許可等法令に定めのある事項については、使用者が使用前に手続きを行うこと。
 - ④ 使用許可申請の際には使用許可に関する申請書（別途定める東京都様式）とあわせて、印鑑証明書、登記簿謄本、納税証明書、財務諸表、営業許可書、上記②にかかる申立書等を提出すること。詳細については、別途指示する。

8 販売品目

- ① 飲料用自動販売機については、ペットボトル飲料、缶飲料、びん飲料とする。
- ② 飲料用自動販売機は一台ごとに、複数の飲料メーカーの製品を陳列し販売すること。
- ③ 販売品目は別紙2に定めるとおりとする。事前に販売予定品目並びに価格表を本校担当者に提示し協議のうえ、承諾を得ること。

9 販売価格

- ① 一般小売価格（消費税込）と比較し、30円以上値引きした価格で販売すること。
- ② 販売価格について、値上げ改定がある場合は、その根拠書類を基に双方協議するものとする。

10 自動販売機の仕様

- ① 環境負荷低減に配慮したノンフロン、ヒートポンプ式の省電力機種とする。
- ② 照明は常時消灯または、対面販売時のみ一時点灯させること。
- ③ 環境に配慮した自動販売機であることを、利用者に分かりやすく表示すること。
- ④ 本体色は白色系とし、現況の施設に調和させること。
- ⑤ 特定飲料メーカーの社名、商品名等の表示、広告宣伝等の表示は一切禁止とする。
- ⑥ 設置する台数のうち1台以上について、非常災害時に飲料を無料で提供できるようにし、災害時無料提供への切替えは、使用者または本校担当者の双方により鍵等で操作を行う方式とする。無料提供の取扱いについては別途、双方で協議のうえ決定する。
- ⑦ 本体には漏電遮断器を取り付けること。
- ⑧ 設置に際し、転倒防止対策を講じること。ただし、床及び壁への金具の打ち付け等、既存施設を改変することは認めない。

11 空き缶等の回収

- ① 自販機コーナーに缶、びん、ペットボトルの3種（以下、空き缶等とする）を明確に分別できる回収容器を設置すること。ただし、使用者が回収した後当該区分に分別する場合は、回収容器の区分がこのとおりでなくても差し支えない。なお、圧縮機、裁断機等の機械の設置、デポジット方式は認めない。
- ② 空き缶等については、自販機コーナーの回収容器内に排出される全量を回収すること。回収場所は自販機コーナー1ヶ所とする。
- ③ 江東区清掃リサイクル条例に基づき、本校は江東区長に対し年一回、再利用計画書を提出し廃棄物排出量、再利用計画等の報告を行うとともに、再資源化の促進に取り組んでいる。これに関連して、使用者は空き缶等の収集から最終処理までの過程並びに業者名等を明記した一覧表を本校に提出するとともに、空き缶等の収集量等について定期的に報告を行うこと。さらに、排出量の縮減並びに再資源化促進への本校の取り組みに対し、使用者として積極的に協力を行うこと。

12 維持管理

- ① 自動販売機設備、使用を許可された範囲の床、壁面は常に清潔を保つよう定期的に清掃等を行い美化維持に努め、本校利用者に対し不快な思いをさせないこと。
- ② 設置並びに作業については、火災等事故の防止に努めること。
- ③ 自動販売機設備の撤去後は、床、壁面の清掃を必ず行い原状回復を行うこと。
- ④ 床、壁面の清掃にあたり洗剤、機材を使用する場合は、事前に本校担当者の承諾を得ること。

13 設置にかかる教育財産使用料 免除する。

14 設置物件にかかる光熱水費の負担

電気の使用に関しては以下のとおりとし、ガス等燃料の使用は認めない。

水道については、本校施設部分（床及び、壁面）の日常清掃に限り本校で負担する。

- ① 電気料金は自動販売機設備の電気使用量に基づき、本校が算定した額を東京都が発行する納入通知書により毎月指定期日までに納入すること。詳細については別途、協定書を毎年4月1日に双方で取り交わすものとし、協定書の有効期間は翌年3月31日までの一年間とする。
- ② 電気使用量を把握するための計量器（子メーター）を使用者の負担で設置すること。計量器（子メーター）は、計量法で定められた検定有効期間内のものを、自動販売機に設置し、本校係員が起立した状態で容易に確認できる位置に設置すること。
- ③ 毎月の計量確認については双方で協議のうえ決定する。

15 販売、作業等

- ① 販売時間及び販売期間については、別途定める。
- ② 販売品については消費期限を明記し、期限に余裕をもって販売すること。
- ③ 販売は現金（10円以上の硬貨及び千円紙幣）、交通系電子マネー（PASMO、Suica 等）、及びQRコード決済の取扱いとする。
- ④ 販売品補充並びに空き缶等回収に関わる日常作業は、平日の開校日において本校が定める時間に行うこと。
- ⑤ 日常作業以外の修理、保守作業の日時については原則として平日の9時から16時50分までとし、事前に本校担当者と協議のうえ日程調整を行うこと。作業の際は、騒音等の発生により授業等教育活動に支障をきたさないよう配慮すること。
- ⑥ 日常作業は概ね週3回以上を基本とし、商品の欠品は速やかに解消すること。
- ⑦ 本校の施設管理上及び生徒指導上、止むを得ず一定期間の販売休止を要請する場合がある。本校から要請があった場合は双方で協議のうえ、販売休止措置をとること。
- ⑧ 自動販売機設備にかかる作業の一切は、生徒、来校者及び教職員の安全確保に十分留意するとともに、本校の教育活動等に支障をきたすことのないよう配慮すること。
- ⑨ 本校敷地内は、屋内屋外全て禁煙とする。

16 故障、苦情対応

- ① 故障、苦情に関する連絡先を自動販売機の正面に表示すること。
- ② 自動販売機の故障発生及び、故障に起因する返金、苦情処理は即時対応できるようにすること。
- ③ 販売に起因する利用者からの健康被害等苦情に対しては、使用者が責任をもって対応すること。

17 自動車の使用

- ① 履行にあたって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。
 - ア 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- ② 自動車については、本校係員が指示する場所に駐車しエンジンは停止すること。
- ③ 作業終了後は、速やかに退出すること。

18 設置経費等の負担

- ① 自動販売機設備の設置並びに撤去にかかる費用は、全て使用者が負担する。
- ② 使用者が本校施設並びに財産の全部または一部をき損、滅失させた場合は、本校係員に遅滞なく報告を行い、使用者の負担と責任において原状回復を行うこと。

19 免責事項

- ① 本校は使用者に対し、設置等作業に関わる経費負担、人的対応等は一切行わない。
- ② 本校は自動販売機利用に関し教育上の観点から生徒指導を行うが、自動販売機設備の一部または全部のき損、滅失、変造硬貨等による不正利用、窃盗、悪戯等を発見した場合は直ちに本校係員に報告すること。その場合でも本校は使用者に対する賠償責任を負わないものとし、復旧にかかる経費等は全て使用者の負担とする。
- ③ 使用許可条件に定める販売休止措置並びに、使用許可の取り消しにより生じる使用者の不利益、損害等に対し本校は一切の補償を行わない。

20 使用許可の取り消し

次の各号に該当した場合、本校は許可期間の満了を待たずに使用許可を取り消す。

- ① 使用者が使用許可条件に違反したと学校長が認めたとき。
- ② 自動販売機設備の設置に起因し本校の施設管理、生徒指導及び、保健衛生上の問題が生じ、使用許可を取り消す必要があると学校長が認めたとき。
- ③ 使用許可部分を公用（施設改修工事を含む）または公共用に供するため、東京都教育委員会並びに本校が必要とするとき。
- ④ 使用者自らが真に止むを得ない事由により、自動販売機設備全ての撤去を学校長に申し出たとき。その場合、第三者への権利譲渡は認めない。

21 その他

- ① 使用許可条件に明記のない事項等、不明な点は本校担当者と協議のうえ決定する。
- ② 使用許可期間中における使用許可条件の改定については、本校が施設管理上、教育活動上必要とする場合のほか、東京都教育委員会が別に定める教育財産の使用許可に関する規則等が改正された場合に限り、双方で協議を行い決定する。

以上